

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、D会社に採用され、研修を経て、同年〇月〇日に同社B所（以下「会社」という。）に配属された。その後、被災者は、会社内の〇部〇室での研修を経て、同年〇月〇日、C〇グループ（以下「Aグループ」という。）に配属となり、自動車用パネルの新素材の開発業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、会社寮の〇階から転落し、死亡した。死体検案書によると、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午前〇時〇分」、「死因の種類：自殺」とされている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、被災者は、平成〇年〇月下旬頃から精神症状をうかがわせる状態がみられるようになり、その症状、経過から I C D—1 0 診断ガイドラインにおける「F 3 2. うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）と診断できる旨を述べている。

当審査会としても、被災者の症状等の経過に照らすと、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷についてみると、次のとおりである。

#### ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」に該当する出来事は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外の出来事」について

請求人らは、被災者が業務において心理的負荷となったと考えられる出来事として、「配置転換があった」、「上司が替わった」、「ノルマが達成できなかった」及び「複数名で担当していた業務を一人で担当することになった」を主張していることから、検討すると次のとおりである。

(ア) 「配置転換があった」との主張について

請求人らは、要旨、被災者が平成〇年〇月〇日に初めての経験となるAグループに配属されたことにつき、認定基準別表1の「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当する旨を主張する。

この点、確かに、被災者にとって、Aグループに配属されたことは初めての経験ではあるが、同配置は新入社員の業務研修の一環であり、また、上司のEがマンツーマンで丁寧に指導をしており、被災者は順調に業務を習得して行き、既に自律的な実験計画を立案する段階に入っていたことが認められる。

被災者が1人で担当した業務についてみると、試験片を外部業者に発注する際の見積り段階の調整をしていたことが認められるところ、同業務についてはあらかじめEと概略の打合せがなされており、作成した見積依頼書の内容もEが確認し、加えてF総括が発注内容を決裁していることが認められる。さらに、被災者が最終的な判断を行う必要もなく、取扱い金額は数千円から数万円程度で高額とは言えないものであることから、過度な心理的負担となる業務とは判断できないものである。

その他、上司による特段の圧力や叱責、方針の相違や対立も認められないものであり、被災者の配置転換後の業務の負担は軽微であったと判断することが相当であり、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

なお、請求人らは、被災者が被災の前日にEから厳しく指導を受けた旨主張するが、当審査会として改めて一件記録を精査するも、当該指導内容が厳しいものであったことを推認し得る根拠は見いだせず、請求人らの主張を採用することはできない。

(イ) 「上司が替わった」との主張について

被災者は、配置転換に伴い、Eの指導を受けることになったが、上記のとおり、Eは被災者に丁寧に接しており、特段、被災者と上司との関係に

問題が生じていたことを示す客観的な証拠も存在していない。

以上のことからすると、当審査会としても、請求人らの主張する内容は、認定基準別表1の「上司が替わった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ」）の具体的出来事に当てはめて評価することが相当と史料するところ、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断することが相当である。

(ウ) 「ノルマが達成できなかった」との主張について

被災者は、研修の進展に伴い、新素材開発について、自分から実験内容やスケジュールの提案を行い、平成〇年〇月中旬に1回目の工場実験を行ったものの失敗に終わったことが認められる。

しかし、会社では、複数回の工場試験を繰り返すことが一般的であるなか、1回目での工場実験の成功が強く求められていたとは認め難く、さらに、研修段階である被災者は、自分で実験の方案を考えられるように育成する観点から担当となったものと認められるところ、被災者が実験結果について責任を問われるような立場でなかったことは明らかである。

また、新素材開発の納期限は〇月末であり、複数回の工場試験の機会が残されており、2回目の工場実験に向けて〇月〇日にEとのミーティング、翌〇日には工場サイドとの打合わせも行われていることなどからみて、仮に被災者の業務遂行について一定の期待があったとしても、1回目の工場実験の失敗をもって、「ノルマが達成できなかった」として評価することは適当ではない。

請求人は、工場実験が1回当たり約〇万円から〇万円のコストが掛かることから被災者の精神的負担になっていたと主張するが、研修段階にある被災者に当該実験費用に係る責任を負わせることなどは考えられないものであり、1回目の工場実験の失敗について、認定基準別表1の「ノルマが達成できなかった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）の具体的出来事に当てはめて、仮に評価した場合も、その心理的負荷の総合評価は「弱」である。

(エ) 請求人は、被災者が「複数名で担当していた業務を1人で担当することになった」と主張するが、当審査会において、一件記録を精査するも、被災者が複数名で担当していた業務を1人で担当していたとの事実を確認し得る資料はなく、また、上司、同僚の申述について信憑性が疑われる矛盾

等も見当たらないことから、同主張について認定基準別表1の具体的な出来事として採用することはできない。

(オ) 被災者の時間外労働時間について

被災者の本件疾病発病前6か月間のうち、最長となる時間外労働時間数は発病前1か月間の41時間45分であり、被災者の時間外労働時間数は心理的負荷の評価に影響を与える程度には至っていない。

(カ) 上記(ア)及び(イ)は関連して生じている出来事であることから、合わせて1つの出来事として評価し、その総合評価は「弱」と判断する。

(4) 以上のことからすると、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が2つ認められるものであり、その心理的負荷の全体評価は「強」には至らないものである。

(5) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

本件における一件記録から、被災者は、学生時代に宗教上の悩みを抱えた時期があったこと、また、被災前の時期には結婚に係る悩みを抱えていたことをうかがわせる申述が認められるが、認定基準に基づき特に評価すべき要因とは認められない。

(6) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。